令和８年度 事業計画書

BPAJ
Bicycling
Popularization
Association of Japan

一般財団法人
日本自転車普及協会

【日本自転車普及協会の使命】

自転車の普及を通じて、社会に健康、安心、感動を提供します。

【イベント、教育、情報を軸に日本に新たな自転車文化を創造します】

ひとりでも多くの人たちに「自転車に出会えてよかった」を提供できる協会を目指します。

【「三つのそうかい（爽快・走快・添う会）」を軸に、事業を展開します】

爽快…健康、感動、楽しさ（イベント事業）

走快…安心安全、乗車技術、走行環境（教育事業）

添う会…伝統文化、安全、法律（情報提供事業）

【行動指針】

自転車の可能性や問題を日々探求し、自転車に関わることで心身ともに健康となり、模範的な自転車ライフを自ら体現していきます。

Ⅰ.【はじめに】

自転車は今日、近距離交通手段としてその経済性・利便性・効率性などが一段と評価され、日常生活に密着した乗り物として利用されています。また、自転車は健康的なスポーツ・レジャー・レクリエーションなどの用具として一層幅広い活用の道が拓けています。

現在、地球温暖化防止のために、二酸化炭素の地球規模での削減施策が世界的な緊急課題となっています。そこで、排気ガスを出さず、省エネルギーで無公害の“環境に優しい乗り物ー自転車”が、地球環境の浄化促進に一層重要な役割を担っていくことと期待されています。

本会は、自転車利用者のルール遵守・マナー向上の啓発・自転車駐車場の建設など、乗用環境の整備を始めとして、自転車の総合情報施設としての展示や調査収集活動を目的とした『自転車文化センター』の運営、さらには、自転車競技（『ツアー・オブ・ジャパン』開催等）及び関連機材の普及促進などを積極的に推進してきました。

今後ますます社会的に重要度を増していく自転車の安全利用の促進という使命を果たすため、本会は自転車を取り巻くさまざまな新しい時代の要請に応えるべく、未来へ向かって最大の努力を続け、各事業に邁進していきます。

なお、本年度は令和8年4月1日施行の改正道路交通法により、悪質・危険な交通ルール違反を行った自転車利用者に対して「交通反則通告制度」（通称：青切符）が導入されることを踏まえ、本会においても各事業を通じて交通ルールの遵守に関する広報・啓発活動を積極的に実施いたします。

Ⅱ.【事業項目】

＜爽快（イベント）＞

1．ツアー・オブ・ジャパン事業　※JKA公益補助事業
2．自転車月間推進事業　※JKA公益補助事業
3．サイクルツーリズム推進事業
4．自転車に関する展示事業　※JKA公益補助事業

＜走快（教育）＞

5．自転車教室事業
6．バイコロジー推進事業
7．ポタリング事業
8．自転車セミナー事業

＜添う会（情報）＞

9．自転車文化センターによる情報提供事業
10．自転車走行環境調査事業
11．自転車交通安全教育調査研究事業　※JKA機械振興補助事業
12．自転車 ADR 事業

＜その他＞

13．自転車関連機器の普及等事業
14．財団運営等に関する事業

※＜備考＞下記の事業は、(公財)JKA競輪補助事業の補助金を受けて実施しております。

●自転車ロードレース『ツアー・オブ・ジャパン』事業：
【公益】自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業

●自転車月間推進事業／自転車に関する展示事業：
【公益】自転車安全利用等、人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進、交通マナーや自転車の正しい乗り方などを啓発する事業

●自転車交通安全教育調査研究事業：
【機械】自転車交通安全教育アプリ開発調査研究事業

Ⅲ.【実施内容】

＜爽快（イベント）＞

１．ツアー・オブ・ジャパン事業

5月の「自転車月間」の主要行事として、我が国における自転車競技の普及発展に資するため、UCI(国際自転車競技連合)公認の日本唯一の都府県をまたぐステージレース「ツアー・オブ・ジャパン2026」自転車ロードレースを、堺・京都・いなべ・大鹿(新規)・信州飯田・富士山・相模原・東京の全8ステージ体制で、令和8年5月24日～5月31日に開催します。

本大会は公道を使用して行うレースであり、広く一般に対し、いまだ軽視されがちな「自転車は軽車両である」という認識を高め、自転車走行環境の整備、利用者の交通ルール遵守、走行マナー向上等の重要性の周知を図り、さらに、身近である乗り物「自転車」によるロードレースを通し、その魅力・素晴らしさや可能性をPRすることで、我が国の自転車市民権の確立を目指します。

本大会の開催に際しては、これまで長年に渡って多くの団体・企業・組織の方々から多大なるご支援を受けてきましたが、TOJが取り組んできた地域貢献活動と、我が国における自転車スポーツの更なる発展に貢献することを原点として、現時点での最善を尽くします。

また、本大会を開催している地域の知名度の向上、大会を観光資源の一つとしたスポーツツーリズムの確立、地域の文化や経済の活性化に繋がる地域興しのモデルケースとなるよう、次世代を担う各ステージ開催都市の小学生による『TOJキッズ』の実施、堺ステージにおける併催レース『堺国際クリテリウム』と『JBCFクリテリウム』の開催を通じて、開催地域の活性化にも努めてまいります。

（1）ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業

本大会組織委員会事務局として、堺・京都・いなべ・信州飯田・富士山・相模原6ステージ実行委員会を統括し、第4ステージに新設される長野県大鹿村でのステージと東京を合わせた全8ステージに関わる共通運営業務として、参加チームの招聘、宿泊・輸送に関する業務、競技の運営に関する業務、競技機材の設営・設置業務、各ステージ実行委員会・大鹿村役場との連絡調整業務を行います。

（2）ツアー・オブ・ジャパン東京ステージ開催及び広報に関する事業

東京ステージを直轄し、会場設営、警察を始めとする関係機関との連絡調整業務、大会運営業務を行います。

東京ステージでは、自転車活用推進法のPRを目指したパレード走行を実施すると共に、協賛各社のPRブース出展を行う等のファンサービスを拡大することにより、一般観客やマスコミへさらなる自転車競技のPRを行います。

加えて、自転車による交通事故抑制のため、令和8年4月1日付で『交通反則通告制度(青切符)』による違反取締が導入されることを踏まえて、東京ステージにおいては警視庁交通部と連携すると共に、全てのステージで各府県警本部と連携し、自転車交通安全啓発にも努めます。

また、大会全体広報業務を直轄し、各種印刷物の作成、会場内広報業務、プレス対応業務及び賞典業務を行うほか、レース映像のライブストリーミング配信を行い、来場している観客だけでなく、一般の方にも自転車ロードレースの観戦機会を創出することで、ファンの拡大を図ります。

また令和8年秋に開催する愛知・名古屋アジア大会自転車競技事務局との連携等、国内で自転車ロードレー

ス競技大会の開催準備に取り組む各地方自治体など主催者団体に対して、各種ノウハウに関する情報提供を行うと共に、我が国における自転車競技の普及発展を目指して連携を図ります。

（3）ツアー・オブ・ジャパン大鹿ステージ開催

令和7年11月末時点で、財政健全化を新市長の選挙公約に基づき美濃ステージが撤退となったことを受けて、関係各位と代替ステージ開催に関する協議調整を行なって参りました。

その結果、隣接する信州飯田ステージ実行委員会の仲介により、令和8年2月18日付で長野県下伊那郡大鹿村が単年度限定で、本会の運営経費負担による代替ステージ開催を正式に引き受けて下さいました。

大会開催約3カ月前の急遽決定となったことから、開催地住民の皆様への影響と運営体制を極力コンパクトにするべく、UCIより特別許可を得て大鹿ステージを本大会初の「チームタイムトライアル形式」でレースを実施いたします。信州飯田ステージ実行委員長には大鹿ステージ実行委員長を兼任して頂いて両実行委員会と本会との間で連携体制を強化した上で、大鹿村・飯田市そして所轄警察署を始めとする関係機関と綿密に協議しながら開催します。

２．自転車月間推進事業

自転車を安全に利用するための環境整備や正しい乗り方の普及啓発を目的として制定された自転車月間の趣旨を広く啓発するため、ファミリー層を主な対象として、5月5日に自転車の日記念行事「サイクルドリームフェスタ2026」を、明治神宮外苑聖徳記念絵画館前で開催します。

会場内では、自転車活用推進本部・東京都・警視庁による自転車交通安全教室やブース出展、多数の自転車メーカー・ハンドメイドビルダー等による自転車試乗会など、楽しくて学びのあるイベントを目指します。

「自転車活用推進法」第14条で「5月5日は自転車の日」・「5月は自転車月間」と定められたことを受け、自転車活用推進本部や関係機関とも連携して、より一層自転車の有効活用と利用促進の普及啓発に努めます。

加えて、自転車による交通事故抑制のため、令和8年4月1日付で『交通反則通告制度(青切符)』による違反取締が導入されることを踏まえて、東京都及び警視庁関係者と連携して啓発活動を実施します。

また、自転車月間事業を円滑に推進するため、構成30団体と連携して、自転車月間推進協議会総会を開催します。

３．サイクルツーリズム推進事業

自転車活用推進法第8条『重点的施策』第14項に掲げられている「自転車を活用して国内外からの観光旅客の促進、観光地の魅力の増進その他地域の活性化に資するものに対する支援」にあるとおり、近年国土交通省・観光庁を始め、地方自治体や「道の駅」等を運営する第三セクターなどの公的機関が、積極的にサイクルツーリズムや自転車ロードレースの開催を通じた地域活性化に力を入れていることから、こうした事業を推進する地方自治体等からの要請を受けて、自転車による地域活性化に資するため、コンサルティング業務の受託やイベントのノウハウ提供を行います。

本会役職員自らも、サイクルツーリズムの素晴らしさや楽しさを啓発するため、魅力あるコースを実走して情報発信を行います。

４．自転車に関する展示事業

環境にやさしいなど自転車の持つ特性を広く一般の方へ周知することを目的とし、東日本で唯一自転車の展示などを行う専門施設「自転車文化センター」が持つ自転車の情報提供施設としての特性を生かし、多くの方に認知してもらい、今まで自転車に興味がなかった方へも広く展示を通して興味を持っていただく情報発信をします。

（1）自転車文化センター外部展示

①常設展示

年間約50万人(コロナ禍前) が来館する「科学技術館」(千代田区北の丸公園内)2階に、歴史的自転車実物等の展示室『自転車広場』を出展するとともに、年間約10万人 (コロナ禍前) が来場する日本サイクルスポーツセンター及び250mトラックによる室内自転車競技場「伊豆ベロドローム」(静岡県伊豆市)において、歴史的自転車と当センターの施設紹介展示を行います。

これらの施設に来場する社会科見学の小・中学生や家族連れ、および自転車競技関係者に対し、展示を通じて自転車文化の醸成と理解促進を図ります。

②出張展示

自転車文化センター所蔵資料で普段目にすることがない歴史自転車などの展示を行うことにより、自転車の持つ新たな魅力を広く一般の方へ紹介します。

自転車文化センターが所在する目黒から離れた人通りが多く、人の目につく場所を選定し、レンタルスペースを利用して自転車文化センター所蔵自転車の展示、パンフレットの配布、パネル展示などを期間限定で実施します。

選定する場所によって若年層、ファミリー層などターゲットをしぼり、展示開催場所に応じた展示方法を工夫し、多くの方に見てもらい興味を持つ方を増やすための「出張展示」を実施します。

併せて令和8年4月から導入される『交通反則通告制度(青切符)』について、出張展示先からも発信を行い、広く多くの方への安全啓発を進めていきます。

（2）自転車文化センターテーマ展示

今年度は、自転車文化センター館内のギャラリー・ライブラリーにおいて、特定のテーマに基づく展示を行い、通常は公開される機会の少ない本会所有の貴重な現物資料を紹介します。テーマに基づくパネル展示や自転車の展示を通じて、自転車に関する様々な情報を広く周知し、一般の方々に自転車への関心を持っていただくとともに、自転車の利用促進や安全利用の啓発を図ります。

令和 7 年度に引き続き、ライブラリーでは常設の歴史的自転車の更なる充実を図り、来館した子どもたちの学習の場にもなるよう歴史に特化した展示を 1 年かけて行い、自転車乗り方教室などで来館される子どもたちにも周知し、興味の喚起に繋げます。また、ギャラリーでは自転車を様々な角度から掘り下げ、特徴のある自転車を中心とした展示や旬な話題をベースに最新の情報をパネルで掲示するなどテーマに基づいた展示コーナーを立ち上げ、本会の持つ貴重な自転車などを紹介する展示を年間３回程度実施します。

[R8 時事情報掲示板]

今年度も自転車に関する旬な話題や情報を随時掲示板に掲出します。

（3）ハンドメイドバイシクル展

乗り手の体格や用途に合わせてオーダーメイドで創る高い技術を持った職人・専門メーカー等が製作した自転車・パーツの展示会「ハンドメイドバイシクル展」は、職人の匠の技を直接体感できる質の高い展示会であり、「主催者ブース」や「トークショー」など、初心者から自転車愛好家まで様々なニーズに沿った内容で実施し、出展社や来場者の満足度も高まってきています。

日本の伝統工芸である自転車製作の技や、日本発で独自性の高い技術を更に多くの方へ周知できるよう、「見て」「聞いて」「話して」「体験して」「試乗できる」機会を創出し、自転車産業の振興と、人にやさしい健康で安全な社会作りの推進を目指しイベントを開催します。

令和8年度では試乗会を継続し、普段乗ることのできないハンドメイドバイシクルを実際に体験していただくことで、購入や継続的な利用を見据えたフレームとの出会いの機会を創出します。

来場者からは、試乗を通じて「実際に乗りたいと感じる一台に出会えた」といった声も寄せられており、自転車に関する知識やルール、マナーに精通した来場者が多い本展示会において、直接乗車できる機会を提供することは、自転車文化を担う人材の裾野拡大にもつながるものと考えています。

＜走快（教育）＞

５．自転車教室事業

自転車のルールや安全で楽しい乗り方、仕組みや特性などを学んでもらい、自転車の健全な普及啓発を図るため、一般の人々が参加・体験できる教室を開催します。

（1）自転車安全教室

趣旨（要望）に合わせた様々な自転車の「安全」に関する教室を開催します。

地方自治体・シルバー人材センターや、「自転車通勤」を認めている民間企業、団体からの教室開催依頼も増えているため、自転車シミュレーターや交通安全体験機器を活用し、若年層から高齢者等、自転車通勤者の自転車利用状況に合わせた内容を実施しています。

特に高齢者には実技を踏まえた出張自転車交通安全教室を適宜開催するほか、自転車の乗り方指導からサイクリングの楽しさ、子ども乗せ自転車を活用している子育て世代に向けた内容など、様々な状況に対応した自転車教室を、外部の施設等を借用した出張型の形式も含めて開催します。

（2）自転車乗り方教室

幼児から小学生低学年を対象に自転車の「乗り方」教室を開催します。

補助輪を使用せずに自転車に乗れる方法をわかりやすく伝えるとともに、ルールやマナー、自転車の楽しさや素晴らしさを提供する事で、自転車に対して関心を持ってもらう教室を開催します。

（3）自転車科学教室

小・中学生を対象に夏休みの自由研究等に役立つ「自転車科学教室」を開催します。

自転車の素材・構造・自転車独自の仕組みを様々な体験などを通して学べます。併せて自転車の特性、点検等の知識も正しく伝えることで自転車に関心を持ってもらう教室を開催します。

６．バイコロジー推進事業

「バイコロジー＝バイク(自転車)＋エコロジー」をテーマに、地球環境にやさしいなど数々の利点を持つ自転車の活用を一層進めるバイコロジー運動推進事業は、『自転車活用推進法』第8条における自転車活用の推進に関する重点施策として掲げられている15項目のうちの複数に合致していることから、より一層の自転車活用推進を目指した事業を全国で展開して行きます。また本事業を円滑に推進するため、バイコロジーをすすめる会総会を開催します。

（1）バイコロジー地方組織との連携事業

自転車による交通事故抑制のため、令和8年4月1日付で導入される『交通反則通告制度(青切符)』を踏まえて、全国25バイコロジー地方組織と連携を取り、「全国統一自転車利用促進キャンペーン」(「春の全国交通安全運動」「5月自転車月間」「秋の全国交通安全運動」の年3回)、「自転車による福祉・健康増進事業」を行います。キャンペーンに際しては、自転車安全利用啓発品を作成し、各バイコロジー組織のメンバーが駅前や街頭などにおいて、広く一般市民に対して啓発品を直接手渡ししながら、自転車の安全利用を呼び掛けます。

［※各地域の実情に応じて実施可能な方法で展開します。］

加えて自転車安全教室やサイクリング大会等をそれぞれの地域で開催し、自転車を安全に楽しく利用してもらうための正しい知識を啓発し、意識の向上を図ります。

また、バイコロジーホームページを通じて事前・事後の情報発信を行い、全国的なバイコロジー運動の浸透を図ります。

（2）バイコロジー地域リーダー養成セミナー

自転車を安心して乗ることが出来る環境づくりや、今後の自転車のあり方等について情報交換するための地域リーダー養成セミナーを開催します。バイコロジー地方組織や地方自治体、一般の方を対象として開催し、自転車の専門家を講師に招いて講演を行うことで、その知見を共有し、自転車市民権運動の活性化を図り、普及啓発活動の推進に努めます。併せてバイコロジー地方組織の意見交換会も実施し、地方で啓発活動に当たられている方々の現状を伺うとともに、意見交換を通じて相互理解を深め、今後の活動の充実を図ります。

７．ポタリング事業

自転車の安全で正しい乗り方の啓発と、自転車による散策や観光地巡りといった楽しみ方の普及を目的とし、参加体験型の「ポタリング」を東京近郊で開催します。

実施にあたっては、参加者に対し事前に交通規則や自転車の基本的なルール・マナーに関する講習会を実施するとともに、走行中においてもルール遵守の呼びかけや注意喚起を行い、「自転車は車両の一員である」という意識の醸成を図ります。これにより、日常の自転車利用における安全意識の向上を目指します。

また、自転車安全利用五則の周知に加え、全年齢の自転車利用者におけるヘルメット着用の努力義務化や、

令和8年4月から導入される『交通反則通告制度(青切符)』を踏まえ、制度の趣旨や対象となる違反行為等について理解を深める啓発を行います。実際にヘルメットを着用して走行する体験を通じて、自転車利用における安全意識および法令遵守意識、交通マナーの向上を図ります。
本事業を通じて、「自転車」で観光名所を巡りながら、楽しさと安全意識の双方を高める体験の場を提供し、心身のリフレッシュにつながる健全な余暇活動としての自転車利用の定着を目指します。

８．自転車セミナー事業

新しい自転車利用の社会的認知を図るとともに、高付加価値自転車の普及等を目的として、自転車利用による地球環境への負担軽減、サイクルスポーツによる健康増進や青少年の健全育成、文化・技術面、交通事故対策、交通ルールの遵守、走行環境整備など、「自転車が果たす社会的な役割」を広く一般に啓発し、様々な問題を共に考える場として、有識者を講師として招き、セミナーを計3回程度開催します。

セミナーの普及啓発効果の拡大を図るため、ＹｏｕＴｕｂｅ等を活用した動画配信の取り組みを行い、会場開催とオンライン配信を併用することで、より一層の普及啓発効果の拡大を目指します。

<u>＜添う会（情報）＞</u>

９．自転車文化センターによる情報提供事業

自転車に関する総合情報提供施設「自転車文化センター」を拠点に、地域を始め広く一般市民を対象に、自転車に関する正しい認識と理解を深め、自転車文化を醸成するための様々な事業を行います。

自転車に対する世間の関心は高く、各種自転車情報収集のニーズがあるほか、メディアからの問い合わせに関しても年々関心の高まりを感じるため、国内外の自転車関連資料及び情報の調査・収集を行うとともに更なる充実を図ります。収集した資料・情報は、データベースで管理し、展示やスタッフの対応を通じて来館者に提供します。また、自転車文化センターのホームページやSNSを活用し、成果を広報します。

10．自転車走行環境調査事業

自転車が地球環境にやさしい交通手段であることを踏まえ、循環型社会および脱炭素社会の実現に向けて、自転車を重要な移動手段として位置付ける機運の醸成を図ります。

自転車の普及を担う団体としての立場から、本会職員自らが自転車に乗り、また歩行者の視点で歩道を利用するなど、実走・実体験に基づく自転車走行（利用）環境の調査を行います。

職員が実際に自転車で走行することにより、机上の検討だけでは把握しきれない道路環境や交通ルールの分かりにくさ、危険箇所、利用者目線での課題を具体的に把握するとともに、自転車の利便性や魅力についても再認識します。

これらの調査・考察を通じて、今後の自転車施策や普及啓発活動に活かすための知見を蓄積し、具体的な目標設定やレポート化を行うことで、持続可能な脱炭素社会の構築に資する取組へとつなげていきます。

11．自転車交通安全教育調査研究事業

警察庁が令和6年7月8日付で「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」を立ち上げ、令和8年4月1日付での『交通反則通告制度(青切符)』導入を目前にして、交通事故全体に占める自転車事故の減少のために、悪質な自転車の交通ルール違反者の取締強化と共に、自転車交通安全教育の拡充の両輪で総合的

な検討が行われています。

我が国における現状の自転車交通安全教育内容を収集・実地調査・検証し、より実効性あるカリキュラムを作ると共に、この普及を図るためのシステム・ツールを開発・確立することを目的とした調査研究を、3ケ年計画で実施しています。

令和6年・初年度に国内1,780の地方自治体や自転車交通安全教育活動実施主体401団体に「網羅調査」と「抽出調査」を行った上、その中からさらに20団体に個別ヒアリング調査をさせて頂き、取り組んで来られた交通安全教育活動の内容をとりまとめたことを土台として、第2年度目・令和7年度に、現状の交通安全教育実施状況と内容を踏まえ、民間シンクタンク等と共同で、各世代・ライフステージに応じた効果的な教育内容とカリキュラムの調査研究を行い、交通安全教育情報を提供する専用サイトを令和8年3月26日付で公開し、本年4月1日付での『交通反則通告制度(青切符)』施行に際して、広く情報提供を行います。

最終令和8年度は、現状の交通安全教育実施状況と内容や、警察庁が策定予定の「自転車交通安全教育ガイドライン」に盛り込まれた教育活動の指針・監修を踏まえ、民間シンクタンク等と共同で、自転車による事故防止に繋げるため、幼児・児童・生徒・学生・一般市民(保護者を含む)・高齢者という6種類の対象層の自転車利用者に対し、ルールの理解と正しい道路走行の知識を身につけ確実に行動変容を促せるように、解りやすくためになる交通安全教育アプリを、令和9年3月末公開を目指して開発し、全国1,788地方自治体そして本会HPを通じ広く一般に対して無償で提供いたします。

12. 自転車ADR事業

自転車と歩行者、自転車同士の事故が増加している中、保険制度の未整備や賠償責任意識の希薄さから、自転車関連事故における当事者間の紛争も増えています。また、自転車の交通事故を専門に扱う機関がないことから、紛争処理に多大な経費・労力がかかることや、結果として泣き寝入りになることが見受けられます。こうした状況を鑑み、本会が自転車関係団体等の協力の下、自転車専門のADRセンターを立ち上げました。

令和6年度の改正ADR法施行に伴い「特定和解の変更の届出」を行ったことで、当該和解に基づいて民事執行をすることが可能となったため、本年度も、さらなる自転車ADRの利用促進に繋がることが期待されます。また、引き続き、「自転車ADRセンターのウェブサイト」を活用した事業の広報を行うとともに、業務体制を充実させ、より一層の自転車事故に関する紛争解決・防止に努めます。

さらに、自転車交通事故に関連する情報の収集方法を確立するとともに、本センターが取り扱った事故・紛争事例の分析から自転車利用者への事故予防啓発を行い、ひいては自転車に関する法制度の整備・発展に繋がって行きます。

<u>＜その他＞</u>

13. 自転車関連機器の普及等事業

自転車競技運営に欠かせない映像機器、投票業務用機器等自転車競技用機器等のリースを、希望者に対して実施し、自転車競技施設の近代化に寄与します。

また、自転車競技の円滑な運営と高い競技レベルの維持に資するため、競技用自転車タイヤに関し、利用者に販売する他、関連する自転車アクセサリーの販売も行います。

14. 財団運営等に関する事業

「自転車総合ビル（目黒)」については、引き続き、ビルのオーナーとして管理運営・保守業務を行います。なお、ビル竣工（平成4年1月）から34年が経過していることから、中長期的な視点に立ち、必要に応じて計画的な修繕を実施し、資産価値の維持向上および安定的な賃貸収益の確保に努めます。また、「赤坂インターシティAIR」については、同ビルの管理運営（修繕計画を含む)・保守業務を赤坂インターシティマネジメント㈱に引き続き委託し、安定的な不動産賃貸収益を確保します。

本会の大きな収入源の一つである資産運用については、昨今の経済・金融情勢を踏まえ、安全性を最優先とする運用を基本としつつ、可能な限り収益の最大化を図るためのポートフォリオの策定を検討し、適切な資金配分および運用方針の見直しを通じて、強固な財政基盤の確立を目指します。

自転車文化センターの資料保管庫であった「調布倉庫」については、昨年度（公財）JKAに返還したことにより、現在は日本サイクルスポーツセンター内の施設を一時的な倉庫として借用しております。本措置は暫定的な対応であることから、引き続き新倉庫移転の検討を進めるとともに、「自転車総合ビル」の賃貸収益向上策の一環として、自転車文化センターの将来的な移転を視野に入れた倉庫機能と一体化した総合情報提供施設の構想づくりを段階的に進めます。あわせて、本会事務所の在り方についても検討を行います。

また、昨年度に実施した組織再編により、業務の専門性と機動力の向上を図る体制へと移行しました。事業推進課はイベント事業に特化し、専門人材を内部に迎え入れることで企画・運営体制の強化を図ります。業務課は自転車文化センターの運営および交通安全教育事業、倉庫・自転車文化センターの移転構想に注力し、専門性の深化を目指します。総務企画課は財団運営の中枢として、総務機能に加え経営企画的視点を取り入れた体制へと再編しました。

今後はこれらの体制を運用し、各部門の専門性を最大限発揮することで、財団全体のパフォーマンス向上を図ることとします。

さらに、三つの「そうかい」を軸に、より充実・発展した社会貢献を目指すため、各事業の目的と趣旨に賛同する企業・団体・公的機関からのさらなる追加の支援・協賛・協力を頂けるよう、財団の営業力を強化する体制づくりに取り組み、加えて、自転車業界振興のため、自転車関係団体との連携強化および共催事業の検討を行います。

なお、財団の運営については、6月と翌年3月に通常理事会を開催するとともに、定時評議員会を6月に開催することとします。また、6月に令和7年度の公益目的支出計画実施報告書を内閣府公益等認定委員会に提出する予定です。

以　上